

人材紹介に関する契約書

株式会社〇〇(以下「甲」という。)と株式会社パスラン(以下「乙」という。)は、以下の通り、甲が乙に人材の紹介を依頼する契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

第一条(目的)

- 甲は、社員採用に関して、乙に人材の紹介を委託し、乙はこれを受託する。
- 乙は、甲が採用しようとする採用要件に該当し、該当者本人が応募を承諾した場合に、人材を紹介する(以下、紹介した人材を「候補者」という。)

第二条(採用の決定と通知)

甲は、候補者の採用を決定した場合、甲は当該採用内定者の採用内定通知書を速やかに乙に送付する。

第三条(機密の厳守)

- 甲及び乙は、本契約に関して知りえた相手方の開示する情報(以下、「機密情報」という)を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。また乙は、機密情報の取り扱いについて、甲に紹介する候補者に対しても、乙と同様の義務を負わせるものとする。

ただし、以下の各号については秘密保持の対象外とする。

- (1) 開示を受けたとき、既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示を受けたとき、既に適法に取得、占有していた情報
 - (4) 法令、行政当局または裁判所により開示が義務付けられた情報
 - (5) 第三者に対する開示について事前に相手方の承諾を得た情報
- 甲は、紹介された候補者の同意を得て乙より提供された候補者個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示、提供若しくは漏洩してはならない。

第四条(人材紹介手数料)

甲は、乙に対し、人材紹介手数料として、理論年収額 30%に消費税を加算した額を支払うものとする。なお、年収額とは当該候補者が入社に際しての理論年収額とする。

第五条(支払いの時期及び方法)

甲は、乙の請求に基づき、前条の定めるところにより算出された人材紹介手数料を、入社日の翌月末日までに乙が別途指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第六条(人材紹介手数料の返還)

- 採用候補者が甲に採用入社後に自己都合、又は甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、及び紹介した採用候補者が継続して業務を遂行することに不適格と甲が判断し、退職した場合は、乙は甲に対し、以下のとおり人材紹介手数料を返還するものとする。

入社日より1ヶ月以内に退職した場合、人材紹介手数料の 80%相当額を返還する。

入社日より2ヶ月以内に退職した場合、人材紹介手数料の 50%相当額を返還する。

入社日より3ヶ月以内に退職した場合、人材紹介手数料の 25%相当額を返還する。

- 乙は、甲の請求に基づき、前項の定めるところにより算出された人材紹介料の返還金を、退職日の翌月末日までに甲が別途指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

なお、振込手数料は乙が負担するものとする。

第七条(反社会的勢力に関する表明・保証)

- 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。
- 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・催告その他手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。

第八条(誠実協議)

本契約に規定なき事項又は、本契約において生じた疑義に付いては甲乙協議の上、誠意を持って解決するものとする。

第九条(有効期間)

本契約の有効期間は本契約の締結の日から1ヶ年とする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がない場合には、さらに1年間契約を更新するものとし、以後同様とする。

第十条(合意管轄)

本契約における一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約を証するため本書を二通作成し甲乙記名押印のうえ各一通保有するものとする。

2025年 月 日

甲

乙 東京都千代田区麴町 2-12-13 Lynx 麴町 6F
株式会社 パスラン
代表取締役 大塚 正浩
厚生労働大臣許可番号:13-ユ-304037